

役員改選時マニュアル

原則はつぎのとおり。

- 1 役員の公募を行う。方法はF I Cメール、F I Cメール未加入者に郵送するかは事務担当者の判断次第とする。(公募メール案は下記に記載)
- 2 選挙は行わない。定員を超えるような応募者数があった場合は行うことも検討。
- 3 現理事会が改選時総会に役員候補者案を提出し、総会の承認を得る。

詳細手順はつぎのとおり。

- 1 前年の12月までに理事会でこのマニュアルに従って進めることを合意する。
- 2 公募メールは翌1月中旬に事務局から発信する(発信者は事務局で相談)。公募期間は3週間とする。応募はF I Cメールに行う(会員皆が応募者を知るため)。他の会員を推薦する場合は本人の承諾を得ておく(この段階では口頭で良い)
- 3 総会前の理事会で、公募で応募及び推薦を受けた人を含めて、次期理事候補者を審議、総会への提出議案として議決する。
- 4 総会で審議、議決※1。
- 5 新理事が正式に就任する日に理事会を開催し、理事長の互選を行い理事長を決定する※1。その後、副理事長、理事の担当職務を決める。
- 6 理事長の登記を行う(2週間以内※2、過料の規定あり※3)。併せて、県に理事全員と監事の届出を行う※4。

(参考)

※1 定款 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

※2 特定非営利活動促進法 **第七条第一項** 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。(上記の政令とは) 組合等登記令 第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、**二週間以内に**、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

※3 特定非営利活動促進法 第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。一 **第七条第一項**の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

※4 特定非営利活動促進法 第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出な

ければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。（上記第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類・・・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）、ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

役員公募メール例

F I Cの皆さま

来年度は2年毎に行う必要がある役員の改選の年に当たります。ついては、新役員候補者を会員の皆様から募ります。役員は理事と監事です。

役員になってみよう、あるいははなっても良いかなと思う方は、このF I Cメールにその旨をお送りください。どなたか、役員にふさわしい人を推薦することも受け付けます。ただし、他の人を推薦する場合は、ご本人の了解がとれていることを推薦の条件とします。

応募に当たっては、理事候補、監事候補を明記することを原則としますが、どちらでも良い場合はその旨を明記してください。

新役員候補は応募者と応募しない会員全員を含めて、その中から現在の理事会で審議し(会運営の継続性のある程度考慮するためご理解ください)、定款第14条に基づき、総会に役員候補者として提案します。総会での議決を得て役員に選任されることとなりますので、応募された方が必ず役員に選任されるわけではありませんことをご了承ください。

応募の期間は〇〇年1月〇〇日から〇月〇〇日までとします。

会員の皆様のご応募をお待ちしています。

〇〇年〇〇月〇〇日

NPO 法人千葉県森林インストラクター会 理事長 ○○○○ 又は事務局 ○○○○

役員改選時マニュアル経緯

2023年12月 原案作成 竹内 進

一部変更 2024年4月